



セクシュアル・ハラスメント 理解のために

セクシュアル・ハラスメント防止啓発委員会

Aくんへの手紙

キャンパス・ライフとセクシュアル・ハラスメント

Aくん

先夜はみんな来てくれてありがとう。高齢化社会の見本である我が家に若者の声があふれ、とても楽しかった。快適なキャンパス・ライフを送るためにもセクシュアル・ハラスメントについて知っておきたい、などと盛り上がっていましたね。旺盛な食欲に応え、大童の私でしたので、きみたちとゆっくり話をすることができず、とても残念でした。それで、十分に話し合えなかった点を、手紙にしてみました。みんなで読んでもらえるとうれしいです。

「セクシュアル・ハラスメントの被害者は女性だけなのか」という疑問がBくんからでていましたよね。答は、ノーです。ある大学で被害を受けたとして複数の男子学生がゼミ担当の男性助教授を訴え、助教授が処分されたケースなどもありますよ。セクシュアル・ハラスメントとはどういうものか、どうして発生するのかを知れば、男女の区別なく被害者になることが理解できるでしょう。

セクシュアル・ハラスメントを、中央大学では「相手方の意に反する性的な発言や行動」および「男女の性別役割分担意識にもとづく発言や行動」と定義していることは、知っていますよね。

ところで、相手方の意に反する発言や行動をする<根っこ>のところには、支配する・支配される（支配と従属といってもよいでしょう）という力関係が働いているのです。これは、逃れたくても逃れられない力関係です。きみたちは大学生だから、大学を例にとりましょう。大学の先生は単位の認定や論文の合否判定、進学・就職時の評価などの裁量権をもっています。ですから、先生から何か言われたり、されたりしたとき、学生は「すごクイヤ。耐えられない」と感じたとしても、「抗議したら、拒否したら、成績に影響するのではないかと不安を持ってしまうよね。このように、先生と学生との間には拒否しにくい力関係が働いています。

自分の持つ優位な立場や力を背景に、相手が抗議も拒否もできないことがわかっていながら、相手の意に反する性的な発言や行動をする。これが、セクシュアル・ハラスメントの一つの形です。優位な立場にいるのが男性とはかぎらないし、拒否できない立場にいるのが女性とはかぎらない。ということで、被害者は女性だけではないのです。とはいえ、90%以上が、いや99%かな、女性というのが実情ですけれど。

きみたち、大学の先生がセクシュアル・ハラスメントをするはずがない、なんていう幻想、まさか持ってはいませんよね。でもね、大学の先生は学問研究に没頭していて、性的なことには疎く、聖人君子に近い生活をしていて、セクシュアル・ハラスメントなどとはまったく無縁、こんな風に思いこんでいる人って案外多いのです。

講義中の発言や行為をセクシュアル・ハラスメントだとは思わない（思うことができないといっ

た方が適切かもしれないけれど)場合があります。講義中に不快な性的ジョークが繰り返され、多くの学生がげんなりしている。ゼミのコンパのとき先生はかならず女子学生を横に座らせるので、コンパにでる気がしなくなり、そのうちゼミにでるのが苦痛になった。これに似たケース、ありませんか。きみたち学生には快適に勉学に励む権利があるわけで、このような言動が繰り返されると、勉学の権利は侵害され、勉学環境は悪化することになります。これも、立派な(ここで<立派な>はへんかな)セクシュアル・ハラスメント!環境型のセクシュアル・ハラスメントと呼ばれるものです。「また冗談が始まった。不愉快!」で済ませるのではなく、周囲と協力して、「不愉快!」と大きな声をあげなくてはなりません。自分たちの勉学環境を守るために声をあげれば、大学は応えてくれますよ。『中央大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン』、読んだことありますか。大学は「もしセクシュアル・ハラスメントが発生した場合、被害者のプライバシーを確保しながら、真相解明・被害回復・再発防止の観点にもとづき適切な措置をとること」を宣言しています。

あとはきみたちが、<セクシュアル・ハラスメント>に対して敏感になり、絶対に許さないという姿勢を明確に打ち出すことです。

不快なジョークと書きましたけれど、言っている先生は<ウケ>狙いで卑猥な冗談を連発するのですが、聞かされる側には不快に感じる人もいれば、感じない人もいるはずですよ。性に対する感受性には個人差があるから、受け手によって違うのは当然。言う人と聞く人の人間関係によっても違うし、性や人権感覚に対する感受性によっても異なります。同じ内容のことが、好意を持っている人の口から出ればすんなり受け容れられるのに、講義中に先生が言うのと不快になる、ということもありますよね。中央大学の定義「相手方の意に反する性的な発言や行動」の<相手方の意に反する>というのは、相手(=受け手=当事者)を不快にさせるということで、セクシュアル・ハラスメントは当事者がどう感じるかが基本なのです。ですから、これさえしなければ、言わなければセクシュアル・ハラスメントと指弾されなくて済むという基準を示すことはできない。まあ、きみたちにアドバイスできるのは次のことを守って、ということくらいかしら。

- 自分がどのような立場にいるか、相手より力を持っていないか、をいつも確かめる
- 自分の中に性差別意識がないか、性に関する認識はどうか、を絶えず点検する
- 相手の意思を尊重し、相手の表情や声の調子にも敏感になる
- 互いに信頼しあって、感じたこと・思ったことを率直に言い合える関係をつくっておく。

「男女の性別役割分担意識にもとづく発言や行動」もセクシュアル・ハラスメントの一つの形ですが、きみなら具体的にはどんなものを思い浮かべますか。「ジェンダー・ハラスメント」とか「ジェンダー・バイアス」という言葉を聞いたことはありますよね。生物学的な性別を示す<セックス>に対して、ジェンダーは社会的・文化的に形成される性別です。ですから、ジェンダー・バイアスとは性差別意識のことだし、ジェンダー・ハラスメントとは男女の固定的性別役割分担意識にこだわった差別的な発言や行動で、不快感を与えるものを指します。サークルでコピー取りは女子学生の仕事、女子学生だから合宿での食事の後片づけは当然、と決めつけてはいませんか。「おまえ、男のくせに酒が一滴も飲めないなんて、だらしがない」と嫌味を言っていますか。ゼミ生に向かって、「女子には期待していない」と繰り返す先生はいませんか。徹夜の実験ができないからと、女性の院生には重要な研究テーマを与えない、というケースはないでしょうか。これらはみな、ジェンダー・ハラスメントという名のセクシュアル・ハラスメントです。えっ、「そんなこと、知らなかった」ですって。では、これからは敏感になって、言動には十分気を配ってくださいな。

「セクシュアル・ハラスメントは、なぜいけないことなのか、なぜ悪いのか、その理由や根拠をちゃんと知っていたら、そういう言動にでる人にバッチリ言ってやれる」という頼もしい発言がありま

したよね。誰だって、安全に快適に幸せに暮らす権利があるわけで、セクシュアル・ハラスメントはその権利を侵害します。場を大学内に限定しながら、ちょっと堅くなるけれど、憲法との関係でみてみましょうか。条文とタイトルを記載しておきますから、この機会に日本国憲法をしっかりと読み返してくださいな。

憲法 13 条【個人の尊重】

憲法 14 条【法の下での平等】

憲法 21 条【集会・結社・表現の自由】

憲法 23 条【学問の自由】

憲法 26 条【教育を受ける権利】

憲法 27 条【勤労の権利及び義務】

セクシュアル・ハラスメントの加害者は、相手（＝被害者）の性的自由という人格権を奪うことになるから、憲法 13 条違反になるわけです。また、相手の名誉やプライバシーを侵すから、13 条と 21 条 1 項にも違反します。

セクシュアル・ハラスメントが存在すれば、学生の勉学環境と教職員の教育・研究・就労環境が害されます。大学内でハラスメントの問題が解決されないときには、被害者が退学あるいは退職に追いやられることもあります。そうすると、学生の教育権、教職員の労働権が侵害されることになります。これは、23 条、26 条 1 項、27 条 1 項に違反しますね。

ジェンダー・ハラスメントは、差別されない権利を侵害しているから、14 条 1 項違反ですね。

憲法をひっぱりだすまでもなく、誰でも＜イヤなことは、イヤ。不快な思いはしたくない＞わけで、＜自分がされたらイヤなことは、相手が誰であってもしない＞ように心掛けて、先ほどのアドバイスを忘れずに生活していけば、セクシュアル・ハラスメントの加害者にも被害者にもならない、快適なキャンパス・ライフを送ることができるのではないかしら。大学の構成員である学生も職員も先生もみんながそうしたら、セクシュアル・ハラスメントの存在しないすばらしい中央大学になるだろうね。

また、誘い合っ来ててください。たくさんしゃべって、たくさん食べて楽しい時間を過ごしましょう。きみたちが＜自己点検＞をどの程度やるようになったか、確かめる機会にもしたいですね。

みんなによろしく。

（セクシュアル・ハラスメント・カウンセラー 川合あさ子）

STOP Sexual Harassment

●セクシュアル・ハラスメント防止啓発委員会

相談したい時は？

あなたが相談しやすい方法を選んでください。
匿名での相談も受け付けます。

相談窓口

- ・各学部事務室および大学院事務室
- ・通信教育部事務室
- ・学生課および学生相談課
- ・図書館
- ・人事部
- ・理工学部学生生活課
- ・市ヶ谷キャンパス国際会計研究科
相談窓口には必ず相談員がいます。

相談員

相談員に直接相談することもできます。
(右記「相談員一覧」参照のこと)

電話での相談

セクシュアル・ハラスメント・ホットライン
TEL 0426-74-3507
TEL 03-3817-1669

緊急な場合や誰に相談してよいかわからない
場合、「面談するのはちょっと…」と思う時
に利用してください。
受付時間は原則として月曜～金曜日の9時
30分から17時までです。
また、この電話でセクシュアル・ハラスメン
ト・カウンセラーとの面談予約もできます。

Eメールでの相談

E-mail:shsoudan@tamajs.chuo-u.ac.jp
定期的にかきますが、緊急の場合はセクシュ
アル・ハラスメント・ホットラインを利用し
てください。

手紙での相談

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1
中央大学多摩キャンパス
セクシュアル・ハラスメント
相談員宛
〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27
中央大学後楽園キャンパス
セクシュアル・ハラスメント
相談員宛

中央大学

セクシュアル・ハラスメント相談員一覧

●多摩キャンパス

2003年7月現在

法学部	白井 久和	0426-74-3240
法学部	三好みゆき	0426-74-3251
法学部事務室	坂本 和洋	0426-74-3117
法学部事務室	増田千栄子	0426-74-3118
経済学部	音無 通宏	0426-74-3350
経済学部	松丸 和夫	0426-74-3422
経済学部事務室	高橋 大輔	0426-74-3319
経済学部事務室	茅野 裕美	0426-74-3322
商学部	栗原 文子	0426-74-3558
商学部	武石智香子	0426-74-3559
商学部事務室	羽田 一男	0426-74-3520
商学部事務室	谷 聖子	0426-74-3517
文学部	松本 悠子	0426-74-3801
文学部	森茂 岳雄	0426-74-3852
文学部事務室	斎藤美智子	0426-74-3719
文学部事務室	三ヶ原つが子	0426-74-3714
総合政策学部	黒田絵美子	0426-74-4166
総合政策学部	彭 浩	0426-74-4174
総合政策学部事務室	藤波ゆり枝	0426-74-4113
総合政策学部事務室	小池 ゆり	0426-74-4116
大学院事務室	安東 久	0426-74-2614
通信教育部	有澤 秀重	0426-74-3147
通信教育部事務室	帯部 幸子	0426-74-2341
通信教育部事務室	笹島アキ子	0426-74-2345
学生部	木下 澄雄	0426-74-3472
学生相談課	安藤 誠	0426-74-3481
学生相談課	森 清	0426-74-3481
学生相談課	室井有希子	0426-74-3481
セクシュアル・ハラスメント・カウンセラー	稲邑 恭子	0426-74-3507
人事部	鈴木 英之	0426-74-2258
図書館	井 桁 和子	0426-74-2619

●後楽園キャンパス

理工学部	村松 壽延	03-3817-1753
理工学部	渡邊 福実	03-3817-1952
理工学部事務室	中島 章夫	03-3817-1743
理工学部事務室	須藤まり子	03-3817-1741
理工学部学生生活課	宮下隆三郎	03-3817-1717
セクシュアル・ハラスメント・カウンセラー	川合あさ子	03-3817-1669
図書館理工学部分館	川崎波津子	03-3817-1979

●市ヶ谷キャンパス

国際会計研究科	澤 悦男	03-5368-3670
国際会計研究科事務室	原 秀中	03-5368-3516

●セクシュアル・ハラスメント・カウンセラー (相談日・時間)

多摩キャンパス 毎週水曜日 12:00～18:00
後楽園キャンパス 毎週木曜日 11:00～17:00